



GROWTH

2025年7月24日

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代表者名 代表取締役社長 藤井由実子
(コード番号：3814 東証グロース)
問合わせ先 常務執行役員 菊本健司
電話番号 0836-39-5151
U R L <https://www.afs.co.jp/>

2025年9月期半期報告書提出遅延及び当社株式の監理銘柄（確認中）の 指定の見込みに関するお知らせ

当社は、2025年9月期半期報告書に関し、延長後の提出期限である2025年7月24日までに提出できない見込みとなりました。つきましては、当社株式の監理銘柄（確認中）指定の見込み及び今後の見通しについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提出が遅延するに至った経緯

当社は、2025年5月8日付「特別調査委員会の設置及び2025年9月期第2四半期（中間期）の決算発表延期に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、外部からの指摘を受け、周辺サービス事業における配膳ロボットに関する売上計上（以下「本件会計処理」といいます。）についての一部疑義を認識し、同日付で、かかる疑義に対する調査を目的とした、当社とは利害関係を有しない外部の専門家で構成される特別調査委員会を設置いたしました。また、2025年5月15日付「2025年9月期半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」及び同日付「2025年9月期半期報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」にて公表しておりますとおり、特別調査委員会による事実経緯の調査及び過年度を含む会計処理の適切性の検証には一定の時間を要するものと見込まれ、特別調査委員会による本件会計処理等の全容解明後、半期報告書の作成及び調査結果により必要となる作業並びにそれらに関する監査法人による期中レビューの結論の表明をするため追加的なレビュー手続が必要となることから、2025年5月15日付で、やむをえず、2025年9月期半期報告書の提出期限の延長申請を行い、同日付で、提出期限を2025年7月24日とすることを承認いただきました。

なお、2025年7月4日付「過年度有価証券報告書等の監査に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、外部から追加の指摘を受け、2022年に売却したホテルについて外部販売として計上しているものにかかる疑義等についても、特別調査委員会の調査事項に追加されたことで、調査終了の予定時期は2025年7月中旬に延期されておりました。当社は、2025年9月期半期報告書の提出のためには、特別調査委員会の調査を踏まえた2025年9月期半期報告書等の作成及び会計監査人による期中レビュー手続等が必要となることから、2025年7月中旬の調査終了後、速やかにこれらを実施のうえ、延長後の提出期限である2025年7月24日までに同半期報告書を提出する予定でおりました。

しかしながら、特別調査委員会の調査及び検証のために必要なヒアリングや調査報告書の作成等にさらなる時間を要することになった影響で、現時点においても調査は完了しておらず、特別調査委員会から当社が

調査報告書を受領するのは2025年7月25日となる見込みです。なお、当社は、2025年7月25日に調査報告書を受領した後、プライバシー、個人情報、機密情報保護等の観点から、部分的な非開示措置等を施した上で、できるだけ速やかに開示いたします。

当社は、特別調査委員会の調査に全面的に協力しておりましたが、特別調査委員会の調査報告書を受領が当初想定を受領日から遅れ、現時点においても特別調査委員会の調査報告書を受領できていないことから、2025年9月期半期報告書及び訂正が必要と判断された期間に係る過年度の訂正報告書に関する会計監査人による期中レビュー手続等も遅れております。

なお、当社は、2025年7月4日付「過年度有価証券報告書等の監査に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、HLB Meisei 有限責任監査法人と監査受託契約を締結し、過年度の決算における会計処理の適切性の検証及び訂正監査が生じた場合の監査対応を委託し、訂正が必要と判断された期間に係る過年度の訂正報告書に関する期中レビュー手続等を進めておりました。しかしながら、2025年9月期の監査については、候補先を選定のうえ、一時会計監査人の就任を打診して内諾をいただいていたものの、特別調査委員会からの調査報告書を受領が延期になったこと等から、当該監査法人との間で、監査手続に必要なスケジュール面の条件等で折り合いがつかず、現時点においても一時会計監査人を選任することができておりません。

上記の理由から、本日現在においても監査手続が完了しておらず、現時点において、延長後の提出期限である2025年7月24日までに、2025年9月期半期報告書の提出することが困難となりました。

2. 監理銘柄（確認中）への指定見込みについて

上記のとおり、当社は、2025年9月期半期報告書について、延長承認を受けました提出期限である2025年7月24日までに提出できない見込みとなりました。

株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程施行規則第604条第1項第10号aの規定により、延長後の法定提出期限までに2025年9月期半期報告書を提出できる見込みのない旨の開示を行ったため、当社株式は、本日付けで監理銘柄（確認中）に指定される見込みです。また、東京証券取引所の上場廃止基準により、延長後の提出期限（2025年7月24日）の経過後8日目（休業日を除く）の日である2025年8月5日までに2025年9月期半期報告書の提出ができなかった場合には、当社株式は整理銘柄に指定された後、上場廃止となります。

3. 今後の見通し

当社は、2025年9月期半期報告書の提出遅延によって整理銘柄に指定され上場廃止となることを回避することはもとより、すでに2025年9月期半期報告書の提出が大幅に遅延していることを鑑み、現状想定し得る可能な限り早い時点での2025年9月期半期報告書の提出・開示に向けて、2025年9月期の監査に関し、一時会計監査人の候補先となる監査法人との協議を進め、可及的速やかに一時会計監査人の選任を行うことができるよう努めてまいります。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以上